

題ハ執行委員会ニ於テ之ヲ立案シ評議員会ノ決定ヲ經テ選クモ一ヶ月前ニ各加盟団体ニ通告スヘシ

第廿三條 加盟団体ニシテ大会ニ議題ヲ提スル場合ハ大会期日ニヶ月前迄ニ執行委員会ニ通告スヘシ

會計

第廿三條 本會議ノ経費ハ加盟費及寄附金其他雑收入ヲ以テ之ニアツ

本會議ノ事業ノ性質ニヨリ其ノ遂行上豫定ノ経費ヲ超過スル金費ヲ要スルトキハ適當ノ比率ヲ以テ各加盟団体ニ追加支出ヲ求ムルモノトス

第廿四條 一旦納入セル加盟費ハ如何ナル事アルモ之ヲ返却セス

第廿五條 本會議ノ豫算ハ執行委員会ニ於テ原案ヲ作成シ大会ノ協賛ヲ求ムルモノトス

第廿六條 會計ノ決算ハ大会ノ承認ヲ求ムルモノトス

第廿七條 會計年度ハ一月一日ヨリ十二月三十一日迄トス

爭議

第廿八條 執行委員会ハ重要ナル産業ニ起レル爭議又ハ長期ニ亘ル爭議ニシテ一般労働運動ニ重大ナル影響ヲ及ブルモノト認めタルトキ、又ハ加盟団体ノ要求ニヨリ其ノ為シテ争議ニ對シ應接ヲ爲ス必要アリト認めタルトキハ直ニ其ノ對策ヲ決定スル爲メ評議員会ヲ召集スヘシ但シ原則トシテ爭議ノ軟術、方法及解決對案等ニツイテハ爭議団体ノ自主權ヲ確保スルト同時ニ其ノ内容及程度ニツイテハ應接団体ノ自主權ヲ認ムルモノトス

加盟、脱退、除名

第廿九條 新ニ本會議ニ加盟ヲ申込ミタル団体又ハ加盟団体ニシテ加盟ヲ推薦セントスル団体アル場合

ハ、執行委員会ハ之ヲ加盟団体ヨリ一名宛選スル詮衡委員会ニ附議シ、三分ノ二以上ノ決定ヲ以テ之ヲ加盟ヲ承認スルモノトス

コノ承認ニツイテハ之ヲ評議員会ニ報告スル事ヲ要ス

第三十條 本會議ヲ脱退セントスル団体ハ二ヶ月前ニ其ノ旨ヲ執行委員会ニ届ケテ之ヲハシ、執行委員会

ハコノ届出ヲ評議員会ニ附議シソノ決定ヲ求ムヘシ

第三十一條 加盟団体ニシテ左ノ一ニ該當スルモノアルトキハ人会又ハ評議員会ノ決定ニヨリコレヲ除名ス

一、本規約第三條規定ノ主義方針ニ背テスル言動ヲ爲スモノ

二、本會議ノ名譽ヲ汚損スル行爲アルモノ

三、本會議ノ統制ヲ乱スモノ

四、六ヶ月前ニ亘リ故ナク金費ヲ納入セザルモノ

第三十二條 本規約ハ大会ニ於テ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ之ヲ變更スルコトヲ得